

基幹統計調査の承認の状況

(令和5年1月分)

令和5年2月21日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
地方公務員給与 実態調査	総務大臣	令和5年以降の調査について、以下のとおり、調査計画を変更 ○調査対象の範囲の変更 地方自治法の改正により地方 開発事業団が廃止されたため、 「地方開発事業団」を削除	R5.1.24

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。